

PCR検査等の拡充①

- 検査体制を増強し、**最大約6.8万件/日**の検査実施が可能
- 重症化リスクの高い**高齢者や障害者の入所施設等**における利用者や職員の検査等を支援
- **区市町村が実施する検査等**を支援



**区市町村と連携し、戦略的に検査を実施することで、
感染拡大の予兆を確実に捉える**

PCR検査等の拡充②（具体的取組）

高齢者施設等での検査

対象

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
介護医療院等
約760か所、約5万人

対象拡大

介護療養型医療施設、有料老人ホーム、
認知症高齢者グループホーム等
約1,500か所、約5万人



さらに対象拡大

+通所サービス
（約4,400か所
約7万人）等

PCR検査等の拡充③（具体的取組）

医療機関等での定期的な検査

- 葛飾区内にある複数の医療機関の職員等（合計約1.2千人）を対象に先行実施

区市町村による集中的検査

- 江戸川区において、特定エリアの飲食店約800か所を対象に実施（都が委託した民間検査機関で実施）

今後の展開

**感染状況を踏まえ、
エリアを定め
戦略的に展開**

**先行事例を紹介し、
他自治体にも展開**

変異株PCR検査の拡充

変異株の早期探知のために検査規模を拡充

- ▶ 民間検査機関での検査をできる限り拡大
 - ・ PCR検査全体の約93%を占める民間検査機関と調整
- ▶ 東京都健康安全研究センターでの検査増
 - ・ 保健所から健安研へ持ち込む検体数を増加

変異株検査実施割合

新規陽性者の

約10%

(2/22～2/28)



約25%

(4月上旬目途)

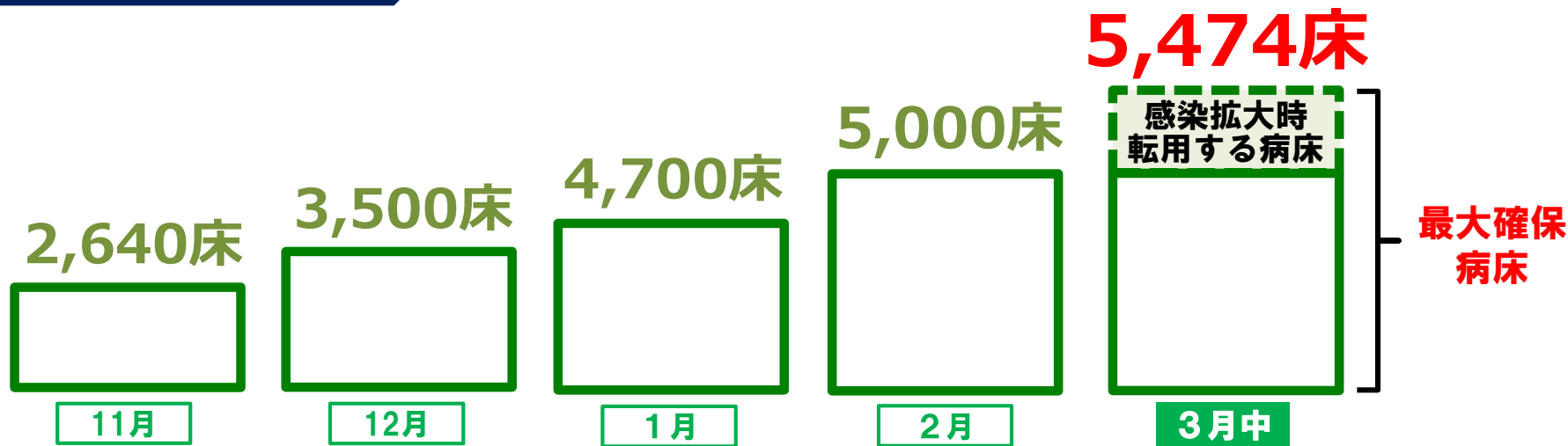


40%を目指し
早期に拡大

医療提供体制等の強化

今後、第3波を上回る事態に備え、体制を強化

確保病床数



宿泊療養施設

現在の6,010室の規模を引き続き確保

コロナ対策リーダー事業①

- 店内の感染防止対策を徹底
- お客様にも感染防止マナーを促す

〔飲食店等での感染防止マナー〕

- ✓ 来店時の**手指消毒**
- ✓ お食事中以外の**マスク着用**
- ✓ **小声**での会話
- ✓ **回し飲み**や**箸の共用禁止**、**小皿への取り分け**

コロナ対策リーダー事業②

○ 登録は、令和3年3月22日（月）正午から特設サイトで

1 リーダー登録



2 研修実施



3 修了シール発行



○ 登録等に関する相談窓口

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

電 話 03-5388-0567

対応時間帯 9:00～19:00（土日祝日を含む毎日）

協力金の支給

対象期間における営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対し、協力金を支給

- **対象期間** 令和3年3月8日(月)～31日(水)【24日間】
- **支給額** 一店舗あたり 124万円

※ 協力金の申請に当たっては、**コロナ対策リーダーの選任・登録**が必要となります。(申請受付開始は4月下旬予定)

中小企業の取組に対する助成①

○ガイドラインに基づく取組への助成を拡充

✓ 会員に**飲食店を含む団体**による消耗品購入

※ C O 2 濃度測定器、アクリル板、消毒液が対象

✓ 助成限度額 飲食店 1 店舗あたり 1 0 万円

✓ 助成率 4 / 5 以内

✓ 申請期間 3月22日（月）から4月30日（金）まで

中小企業の取組に対する助成②

テラス営業に対する助成金 追加募集

- 助成限度額 10万円（助成率3分の2）
- 助成内容 テラス営業に必要なテーブルやイス等
- 取組期間 2月27日（土）から9月30日（木）まで
- 申請期間 4月 5日（月）から8月31日（火）まで

都立施設等の対応

○上野動物園などの都立施設は休館等を継続
(運動施設を除く)

○都立公園の利用制限はお花見期間中は継続

- ・通行規制、特定エリアの立入制限
- ・宴会、飲食等の禁止 など

○運動施設は22日より順次再開

- ・感染防止対策の徹底
- ・運動前後の会食は徹底して控えるよう呼び掛け

感染対策を緩めない！

運動施設での感染対策に
ご協力をお願いします



マスク・手洗い・消毒



ソーシャル・ディスタンス



更衣室は、NO! 3密



体調が悪いとき、無理をしない

運動前後の会食は、絶対に避けてください

新型コロナウイルス感染症 都民向け感染予防ハンドブック
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/ryo/kansen/kanransenyobouhandbook.html>

東京都

呼び掛け用のポスター

1 都 3 県における取組

段階的緩和期間

3 月 2 2 日～3 月 3 1 日

4 月 1 日～

県民・都民向け

事
業
者
向
け

飲食店等

遊興施設等

イベント
開催

●不要不急の外出自粛の要請

●営業時間の短縮要請

【時 間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)

【区 域】県内・都内全域

【協力金】4万円／日(一律)

●ガイドライン遵守の要請

●時短等の働きかけ(21時まで)

●ガイドライン遵守の要請

●開催制限の要請 ※国の事務連絡により示された期日まで。以降、段階的に緩和

【収 容 率】大声無:100%以内／大声有:50%以内

【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≤10,000人)
のいずれか大きいほう

※収容率、上限人数のいずれか小さいほう

●時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請

感染状況や

医療提供体制等を

踏まえ、別途調整